



# 熊本県公報

第11983号

平成23年2月14日(月)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	2
○指定居宅サービス事業者の指定	( " )	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	2
○指定居宅サービス事業者の指定	( " )	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	3
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	3
○救急医療機関に関する認定	(医療政策総室)	3
○救急医療機関に関する認定	( " )	3
○救急医療機関に関する認定	( " )	4
○「介護サービス情報の公表」指定調査機関の事務所所在地の変更	(高年齢支援課)	4
○身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定	(障害者支援総室)	4
○障害者自立支援法第54条第2項に定める指定自立支援医療機関の指定	( " )	4
○障害者自立支援法第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関の名称の変更	( " )	5
○障害者自立支援法第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	( " )	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更	( " )	6
○指定居宅サービス事業者の指定	(高年齢支援課)	7
○指定介護予防サービス事業者の指定	( " )	7
○本渡都市計画下水道事業天草公共下水道の事業計画の変更	(下水環境課)	7
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定	(森林保全課)	7
○生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会福祉課)	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定	( " )	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	( " )	9
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更許可申請	(廃棄物対策課)	9
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の変更許可申請	( " )	10
○道路の区域決定	(道路保全課)	11
○道路の供用開始	( " )	11
<b>公 告</b>		
○建設業法第29条の2の規定に基づく公告	(監理課)	11
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	12
○平成23年度における治山・林道事業に係る測量、設計・コンサルタン及び現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者の中間年調査	(農村計画・技術管理課)	12
<b>登 載 依 頼</b>		
○第21回熊本県地域福祉推進委員会の開催	(熊本県地域福祉推進委員会)	16
○平成22年度天草地域保健医療推進協議会の開催	(天草地域保健医療推進協議会)	17
○平成22年度第2回八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(八代地域保健医療推進協議会)	17

- 阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催  
..... (阿蘇地域保健医療推進協議会) 18
- 平成22年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の  
開催..... (菊池地域保健医療推進協議会) 18
- 財団法人熊本県暴力追放協議会の名称変更..... (警察本部組織犯罪対策課) 18

<b>告 示</b>
------------

**熊本県告示第133号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
みかんの里ヘルパーステーション 八代市豊原下町4305番地の1	中村木材有限会社	平成23年2月1日

**熊本県告示第134号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
みかんの里ヘルパーステーション 八代市豊原下町4305番地の1	中村木材有限会社	平成23年2月1日

**熊本県告示第135号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	合同会社ふくろうの森	平成23年2月10日

**熊本県告示第136号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターふくろうの森 上益城郡益城町福富610番地1	合同会社ふくろうの森	平成23年2月10日

**熊本県告示第137号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスぷらたなす 菊池郡大津町大字新259番地	株式会社ジョイナスくまもと	平成23年2月1日

熊本県告示第138号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスぷらたなす 菊池郡大津町大字新259番地	株式会社ジョイナスくまもと	平成23年2月1日

熊本県告示第139号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字告字吹ノ迫484番48から484番67まで、484番69
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字吹ノ迫484番55・484番56（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第140号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。  
平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
西日本病院	熊本市八反田3-20-1	平成22年12月13日から 平成25年12月12日まで
緒方脳神経外科	熊本市池田1-14-82	平成22年12月13日から 平成25年12月12日まで
寺尾病院	熊本市小糸山町759	平成23年1月25日から 平成26年1月24日まで
熊本市立熊本市民病院	熊本市湖東1-1-60	平成23年3月29日から 平成26年3月28日まで
宇賀岳病院	宇城市松橋町松橋1455-1	平成23年1月25日から 平成26年1月24日まで

熊本県告示第141号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。  
平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
山鹿市立病院	山鹿市山鹿 5 1 1 番地	平成 23 年 2 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 31 日 まで
保利病院	山鹿市古閑 9 8 4	平成 23 年 2 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 31 日 まで
大塚病院	熊本市植木町豊田 6 0 3	平成 23 年 2 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 31 日 まで

**熊本県告示第 1 4 2 号**

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する

平成 2 3 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
健康保険人吉総合病院	人吉市老神町 3 5	平成 23 年 2 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 31 日 まで
医療法人蘇春堂球磨病院	人吉市上青井町 1 7 6	平成 23 年 2 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 31 日 まで
医療法人外山胃腸病院	人吉市南泉田町 1	平成 23 年 2 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 31 日 まで
球磨郡公立多良木病院	球磨郡多良木町多良木 4 2 1 0	平成 23 年 2 月 1 日 から 平成 26 年 1 月 31 日 まで

**熊本県告示第 1 4 3 号**

介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 3 7 条の 4 第 2 項の規定による調査事務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同令第 3 7 条の 4 第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成 2 3 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名称	変更事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
財団法人総合健康推進財団	調査事務所を行う事務所の所在地	熊本県熊本市二本木 4 - 1 0 - 1	熊本県熊本市保田窪 1 丁目 1 0 - 3 8	平成 2 2 年 1 2 月 2 7 日

**熊本県告示第 1 4 4 号**

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項の規定により身体障害者手帳交付のために診断を行う医師として次の医師を指定したので、熊本県身体障害者福祉法施行細則（平成 7 年熊本県規則第 1 6 号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 3 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

診療科目	医師氏名	指定年月日	医療機関及びその所在地
消化器内科	片平 俊彦	平成 2 3 年 1 月 2 6 日	くまもと温石病院 下益城郡美里町中小路 8 3 5
内 科	尚原 正昭	平成 2 3 年 1 月 2 6 日	愛生会外山病院 人吉市南泉田町 8 9

**熊本県告示第 1 4 5 号**

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次の医療機関を指定したので、同法第 6 9 条の規定により告示する。

平成 2 3 年 2 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	指定年月日
溝上薬局 ひがしやかた店	荒尾市東屋形4丁目2番32号	調剤	平成23年2月1日

**熊本県告示第146号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	変更事項	変更前
仁誠会クリニック 大津	菊池郡菊陽町原水2973	腎臓	医療機関名	大津第一クリニック
総合病院前調剤薬局	八代市松江城町3-42	調剤	所在地	八代市松江城町3-19

**熊本県告示第147号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から指定の辞退の申出があったので、同法第69条の規定により告示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

医療機関名	所在地	担当すべき医療の種類	辞退年月日
高階誠心堂 出町調剤薬局	人吉市上青井町167	調剤	平成22年10月31日

**熊本県告示第148号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**(訪問介護)**

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ケアサポートはまちどり 水俣市浜町一丁目8番14号	NPO法人はまちどり 水俣市浜町一丁目8番14号	平成23年1月5日
訪問介護みどり 八代市鏡町内田字竜宮718番地4	輪光株式会社 宇城市小川町江頭236番地	平成23年1月5日
ニチイケアセンター宇土 宇土市松山町883番地1 エクセルコート102号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成23年1月3日

**(通所介護)**

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンター心の花 玉名郡長洲町大字長洲2339番地1	社会福祉法人池修会 玉名郡長洲町大字清源寺1060番地	平成23年1月1日

通所介護みどり 八代市鏡町内田字竜宮718番地4	輪光株式会社 宇城市小川町江頭236番地	平成23年1月5日			
(小規模多機能型居宅介護)					
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日			
木もれびの家 八代市東陽町南1067番地1	有限会社黒田建設 八代市東陽町南1072番地6	平成23年1月17日			
(地域密着型介護老人福祉施設)					
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日			
地域密着型介護老人福祉施設 錦寿豊苑 球磨郡錦町大字一武字原田川1234番地	社会福祉法人豊心の里 球磨郡錦町大字一武字原田川1234番地	平成22年12月27日			
(介護予防訪問介護)					
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日			
ケアサポートはまちどり 水俣市浜町一丁目8番14号	NPO法人はまちどり 水俣市浜町一丁目8番14号	平成23年1月5日			
訪問介護みどり 八代市鏡町内田字竜宮718番地4	輪光株式会社 宇城市小川町江頭236番地	平成23年1月5日			
ニチイケアセンター宇土 宇土市松山町883番地1 エクセルコート102号	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成23年1月3日			
(介護予防通所介護)					
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日			
デイサービスセンター心の花 玉名郡長洲町大字長洲2339番地1	社会福祉法人池修会 玉名郡長洲町大字清源寺1060番地	平成23年1月1日			
通所介護みどり 八代市鏡町内田字竜宮718番地4	輪光株式会社 宇城市小川町江頭236番地	平成23年1月5日			
(介護予防小規模多機能型居宅介護)					
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日			
木もれびの家 八代市東陽町南1067番地1	有限会社黒田建設 八代市東陽町南1072番地6	平成23年1月17日			
<p><b>熊本県告示第149号</b>                  生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。                  平成23年2月14日</p>					
熊本県知事 蒲 島 郁 夫					
(福祉用具貸与)					
介護機関名称	開設者	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
			旧	新	

株式会社 タ ガワブレース	株式会社 タガワブレ ース	宇城市小川町南 部田1555番 地1	介護機関所在地		平成18年 1月5日
			宇城市小川 町南小野1 227番地	宇城市小川 町南部田1 555番地 1	

**熊本県告示第150号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターじいちゃん 家 上天草市大矢野町登立12986 番地3	株式会社ウエルフェアラ イフ	平成23年2月1日

**熊本県告示第151号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターじいちゃん 家 上天草市大矢野町登立12986 番地3	株式会社ウエルフェアラ イフ	平成23年2月1日

**熊本県告示第152号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。  
平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 天草市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 本渡都市計画下水道事業 天草公共下水道
- 3 事業計画
  - (1) 収用の部分  
変更なし。
  - (2) 使用の部分  
変更なし。
  - (3) 事業施行期間  
昭和46年12月18日から平成26年3月31日まで

**熊本県告示第153号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。  
平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上益城郡甲佐町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲佐町（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 （２） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第154号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
中村こども・内科クリニック	天草市五和町二江1477番地57	平成22年12月1日

**熊本県告示第155号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
織田胃腸外科	八代市田中町19番地8	平成23年1月14日
竹本医院	葦北郡芦北町湯浦218番地3	平成22年7月1日
たかの眼科	球磨郡あさぎり町上北193番地1	平成23年1月1日

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
大坂総合歯科	山鹿市熊入町263番地1	平成23年1月14日
かい歯科 (Kai Dental)	玉名市玉名1237番地4	平成23年1月6日
ほのかデンタルクリニック	玉名市立願寺1392番地5	平成23年1月11日
ふくち歯科医院	玉名郡南関町上坂下3559番地2	平成22年12月14日



## (調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
やちわ調剤薬局	八代市田中町19番地9	平成23年1月6日

## 熊本県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## (医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
田中医院	荒尾市川登1911番地3	平成22年12月31日
中村こども・内科クリニック	天草市五和町二江1477番地57	平成22年12月1日
竹本小児科内科医院	葦北郡芦北町湯浦218番地3	平成22年7月1日

## (歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
坂本歯科医院	上益城郡山都町下馬尾204番地	平成23年1月15日

## 熊本県告示第157号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。

なお、同条第6項の規定により当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
菊池市西寺633番地2  
九州産廃株式会社 代表取締役 中田 浩利
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
菊池市原字寄草4589番9ほか
- 一般廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に掲げる一般廃棄物の最終処分場
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
燃え殻、紙くず、木くず、廃プラスチック類、廃家電類、廃家具類、廃マット類、汚泥、ガラスくず等の焼却不適物
- 一般廃棄物処理施設の処理能力  
埋立面積 33,762平方メートル  
埋立容量 381,692立方メートル
- 申請年月日  
平成22年12月20日

- 7 申請書の縦覧場所  
菊池市隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間  
(1) 期間  
平成23年2月14日から平成23年3月14日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）  
(2) 時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項  
(1) 提出先  
次のいずれかの部署に提出すること。  
ア 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課  
イ 〒861-1331 菊池市隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課  
(2) 記載事項  
次の事項を日本語で記載すること。  
ア 提出者の住所及び氏名  
イ 対象とする事業名  
事業が特定できるように記載すること。  
（例）「九州産廃株式会社」が菊池市に設置している一般廃棄物処理施設（最終処分場）事業（平成22年12月20日変更許可申請の事業）」  
ウ 生活環境の保全上の見地からの意見
- 10 問合せ先  
不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。  
(1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号096-333-2278  
(2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号0968-25-4155

#### 熊本県告示第158号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書（添付された書類及び図面を含む。以下同じ。）を縦覧に供する。  
なお、同条第6項の規定により当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者（以下「利害関係者」という。）は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、熊本県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
菊池市西寺633番地2  
九州産廃株式会社 代表取締役 中田 浩利
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
菊池市原字寄草4589番9ほか
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
産業廃棄物の最終処分場であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ハに掲げるもの（管理型最終処分場）
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
汚泥、燃え殻、木くず、動植物性残さ、繊維くず、紙くず、鋳さい、ばいじん、13号廃棄物、廃プラスチック類、がれき類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、自動車等破砕物であるものを含む。）
- 5 産業廃棄物処理施設の処理能力  
埋立面積 33,762平方メートル  
埋立容量 381,692立方メートル
- 6 申請年月日  
平成22年12月20日
- 7 申請書の縦覧場所  
菊池市隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課
- 8 縦覧の期間及び時間  
(1) 期間  
平成23年2月14日から平成23年3月14日まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）  
(2) 時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）
- 9 利害関係者の意見書の提出先及び記載事項  
(1) 提出先  
次のいずれかの部署に提出すること。

- ア 〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県環境生活部廃棄物対策課
- イ 〒861-1331 菊池市隈府1272番地10 熊本県菊池保健所衛生環境課

(2) 記載事項

次の事項を日本語で記載すること。

ア 提出者の住所及び氏名

イ 対象とする事業名

事業が特定できるように記載すること。

(例) 「九州産廃株式会社が菊池市に設置している産業廃棄物処理施設(管理型最終処分場)事業(平成22年12月20日変更許可申請の事業)」

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

10 問合せ先

不明な点等がある場合は、次のいずれかの部署に問い合わせること。

(1) 熊本県環境生活部廃棄物対策課 電話番号096-333-2278

(2) 熊本県菊池保健所衛生環境課 電話番号0968-25-4155

熊本県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成23年2月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月14日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域を決定する区間等

道路の種類	路線名	区域を決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	龍ヶ岳御所浦線	天草市御所浦町御所浦字前島 2895番1地先から 同市御所浦町御所浦字瀬戸目 2936番13地先まで	11.5 ～ 34.4	590.6	活力基盤改築 (道路新設)

2 区域を決定する期日 平成23年2月14日

熊本県告示第160号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年2月14日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	球磨郡五木村甲字下手 2894番1地先から 同所 2840番1地先まで	321.0	道路法第24条工事 (道路の付け替え)

2 供用を開始する期日 平成23年2月14日

公 告

熊本県公告第70号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2の規定に基づき、建設業者の営業所の所在地又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者は、公告の日から30日以内に申し出ること。

平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 営業所の所在地又は建設業者の所在地が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 株式会社松岡建設  
熊本市新大江1-17-19  
代表取締役 松岡 悟  
熊本県知事許可(特-18)第00118号
- (2) 松本建設  
天草市牛深町208-1  
代表 松本 末義  
熊本県知事許可(般-18)第00399号
- (3) 有限会社小林鉄工所  
宇土市立岡町818  
代表取締役 小林 俊哉  
熊本県知事許可(般-18)第00732号
- (4) 有限会社坂口冷機  
水俣市古賀町2-12-7  
代表取締役 坂口 繁雄  
熊本県知事許可(般-17)第08475号
- (5) 肥後営繕センター  
熊本市良町1-12-5  
代表 西原 彰二  
熊本県知事許可(般-18)第09866号
- (6) 有限会社松村板金工業所  
熊本市富合町釈迦堂676-11  
代表取締役 松村 利光  
熊本県知事許可(般-18)第10229号
- (7) 有限会社綿津美建設  
熊本市沖新町3331  
代表取締役 山田 典充  
熊本県知事許可(般-19)第12439号
- (8) 笹本設備サービス  
阿蘇郡西原村河原760-2  
代表 笹本 昭二郎  
熊本県知事許可(般-18)第13017号
- (9) 有限会社エポックアート  
合志市幾久富1656-86  
代表取締役 境 忠晴  
熊本県知事許可(般-18)第16118号

2 申出先  
熊本県土木部監理課

熊本県公告第71号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
八代市鏡町鏡村字深町201番1  
3,896.00平方メートル
- 2 開発を受けた者の住所及び氏名(名称)  
八代市鏡町両出82番地7  
両出建設株式会社

熊本県公告第72号

平成23年度において治山・林道事業における測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者を把握するため、別表1又は別表2に定める技術者に該当する者を有し、治山・林道事業に係る測量、設計・コンサルタント又は現場技術業務委託の指名を希望する者は、別記書類を提出されたい。  
平成23年2月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象者  
平成23年度熊本県競争入札参加資格を有する者(熊本県土木部監理課登録)又は同資格を有する見込みのある者であって、平成22年度及び平成23年度治山・林道事業の業務委託に係る指名競争入札参加希望者調査において、該当する技術者を有すること

が確認済みの者（以下「確認者」という。）以外の指名を希望する者。ただし、確認者であっても平成23年度に業務等の拡大を希望する者は、対象者とする。

2 提出方法

持参又は郵送（簡易書留によること。）

3 提出期限

平成23年3月7日（郵送の場合は、平成23年3月7日消印有効）

4 提出先

- (1) 持参の場合 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室
- (2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室

5 提出書類及び部数

	提出書類等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務の委託に係る指名競争入札参加希望者調査表（別記第1号様式）	1部
2	技術者経歴書（別記第2号様式）	1部
3	測量・設計等実績調書（別記第3号様式）	1部
4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

6 結果通知

平成23年3月31日までに文書で通知する予定

7 問合せ先

熊本県農林水産部農村計画・技術管理課技術管理室 電話096-333-2467

8 その他

様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表1 技術者該当区分（治山事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が3年以上であるもの
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上であるもの
測量技師補	測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量に従事した期間が3年以上ある者で、治山部門の測量業務に従事した期間が2年以上であるもの

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上である者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上である者 (2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令によ

	<p>る大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上であるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上であるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 3 2 年以上であるもの</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 5 年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 8 年以上である者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上である者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上である者</p>
技師 A	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 4 年以上である者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上である者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上である者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上である者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上である者</p>

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、森林土木部門に関する 5 年以上の実務経験を有する者で、治山に関する実務経験（治山工事における現場代理人の経験を含む。）が 4 年以上あるもの</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、治山に関する実務経験が 4 年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）</p>

	<p>を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 13 年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 17 年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門に関する 20 年以上の実務経験を有するもの</p>
--	--

別表 2 技術者該当区分（林道事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 49 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上である者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上である者
測量技師補	測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上である者

(2) 設計・コンサルタント業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 12 年以上である者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上であるもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上であるもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上であるもの</p>
主任技師	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者</p>

	<p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上である者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上である者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者</p>
技師 A	<p>設計・コンサルタント業務に関する専門的知識及び技術を有し、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上である者</p> <p>(2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上である者</p> <p>(3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上である者</p> <p>(4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者</p>

(3) 現場技術業務

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、森林土木部門に関する 5 年以上の実務経験を有する者</p> <p>3 委託する現場技術業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号にいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士の登録（森林土木部門）を受けた後、森林土木部門に関する 4 年以上の実務経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 13 年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(3) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門に関する 17 年以上の実務経験を有するもの</p> <p>(4) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木の知識及び技術を有していると認められる者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門に関する 20 年以上の実務経験を有するもの</p>

**登 載 依 頼**

**熊本県地域福祉推進委員会公告第 3 号**

第 21 回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。

平成 23 年 2 月 14 日

熊本県地域福祉推進委員会

- 1 開催日時  
平成 23 年 2 月 15 日（火）  
午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号



- 熊本県庁行政棟新館3階 聴聞室
- 3 議題
- 4 次期熊本県地域福祉支援計画案について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県地域福祉推進委員会事務局  
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉班)  
(電話096-383-1111 内線7025)

#### 天草地域保健医療推進協議会公告第1号

平成22年度天草地域保健医療推進協議会の開催を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成23年2月14日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成22年2月16日(水)午後3時から
- 2 場所  
天草地域振興局会議室棟2階 大会議室
- 3 議題  
(1) 第5次保健医療計画の進捗状況について  
(2) 救急医療専門部会の報告について  
(3) 意見交換  
(4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議前日までに熊本県天草地域保健医療推進協議会事務局に連絡し、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。  
(2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
天草市今釜新町3530  
天草地域保健医療推進協議会事務局  
(天草保健所総務企画課内)  
(電話0969-23-0172)

#### 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成22年度第2回八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年2月14日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成23年3月1日(火)午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県八代市西片町1660番地  
熊本県八代地域振興局5階 入札室(八代総合庁舎5階)
- 3 議題  
(1) 救急告示医療機関の更新について  
(2) 八代地域病院群輪番制病院の平成23年度実施計画について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県八代市西片町1660番地

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県八代保健所総務企画課)  
(電話0965-33-3197)

**阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年2月14日

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会  
(阿蘇地域健康危機管理推進会議) 会長

- 1 開催日時  
平成23年2月15日(火) 午後2時から午後3時まで
- 2 開催場所  
阿蘇市内牧1204番地  
熊本県阿蘇保健所2階会議室
- 3 議題  
(1) 救急医療に関する事項  
(2) 健康危機管理に関する事項  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
阿蘇市内牧1204番地  
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県阿蘇保健所総務企画課)  
(電話0967-32-0535)

**菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成22年度菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会(兼地域健康危機管理推進会議)を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年2月14日

菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成23年2月24日(木) 午後3時から午後4時30分まで
- 2 開催場所  
菊池市隈府1272-10  
菊池地域振興局 別館2階 大会議室
- 3 議題  
(1) 救急医療に関する事項  
(2) 健康危機管理に関する事項  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
菊池市隈府1272-10  
菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県菊池保健所総務企画課)  
(電話0968-25-4156)

**熊本県公安委員会告示第27号**

暴力追放運動推進センターに関する規則(平成3年国家公安委員会規則第7号)第3条第1項の規定により名称の変更届出があったので、同条第2項に基づき、次のとおり告示する。

平成23年2月14日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

法人の名称	変更に係る事項	変更前の内容	変更後の内容	変更しようとする年月日
財団法人熊本県暴力追放協議会（平成3年7月25日に財団法人熊本県暴力追放協議会という名称で設立された法人をいう。）	名 称	財団法人熊本県暴力追放協議会	公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター	平成23年2月1日